

平成29年度国民健康保険税のお知らせ

☎国保年金課 ☎(082) 420-0933

保険税の納税通知書

7月13日付けで、世帯主宛てに灰色の横長封筒で郵送しています。年度途中で世帯主を変更した場合、前の世帯主と現在の世帯主の両方に通知してあります。



納税通知書用封筒

納税義務者は世帯主

保険税は世帯ごとに課税します。世帯主が国民健康保険（国保）の加入者ではない場合でも、世帯に国保の加入者がいれば、納税義務者は世帯主になります。

保険税の決め方

保険税額は、基礎分、後期高齢者支援金等および40歳以上65歳未満の加入者について課税する介護納付金分の合算で、課税されません。

それぞれ、加入者の前年の所得に基づく所得割額と、均等割額および平等割額の合計で算定します。

平成29年度の税率・税額

区分	税の対象	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40歳以上65歳未満)
所得割率	所得額に対して	6.9%	2.4%	2.3%
均等割額	加入者1人あたり	25,000円	9,900円	11,200円
平等割額	1世帯あたり	25,000円	6,500円	7,000円
課税限度額		54万円	19万円	16万円

保険税の納付方法

平成29年4月から平成30年3月までの1年分を納付します。普通徴収／口座振替または納付書により、1年間分を8回に分けて納付できます。納付書で納税する場合は、市内に本支店のある金融機関またはコンビニエンスストア（納付書の裏面に記載）で納付をお願いします。

保険税の軽減

前年所得が一定額以下の世帯は、所得に応じて保険税の均等割額と平等割額のそれぞれ7割または5割、2割が軽減されます。加入者や世帯主が所得申告をしていない場合は、軽減が適用されません。所得がない人や扶養されている人も所得申告をお願いします。また、世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行することによって、その被扶養者になったとき、市外に転出したときは、国保の脱退手続きが必要です。手続きをしないと保険税が課税されたままになり、督促状が届くことがあります。他の健康保険に加入したときやその被扶養者になったときは、国保の保険証と新しい健康保険証を持って、国保年金課または各支

非自発的失業者に対する保険税の軽減制度

勤務先の倒産や解雇など自ら望まない形で離職した人は、申請により保険税が軽減されます。

保険税の減免

天災、失業など特別な事情があるときは、保険税の減免を受けられる場合があります。申請期限は各納期限の前日から起算して7日前までです。申請に必要な書類がありますので、早めにお問い合わせください。

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の人は、申請により保険税の減免が受けられます。対象者の所得割額は全額免除、均等割額は半額になります。また、対象者のみで構成される世帯については、平等割額

市民協働のまちづくり活動応援補助金

☎地域づくり推進課 ☎(082) 420-0924
☎市民協働センター ☎(082) 426-4560

地域の課題解決や魅力向上に向けた市民活動について、より優良な事業を選考し、補助金を交付します。

募集期間

8月1日(火)～31日(木)

申請送付

※募集要項などは地域づくり推進課、各支所・出張所・地域センターで配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

※今回の募集は、2月に募集した補助金事業の追加募集にあたりです。

※地域づくり推進課および市民協働センター（開館時間／月～金 曜日9時～19時、土・日曜日、祝日10時～19時）で随時相談を受け付けています。

ます。ただし、1期あたりの金額は1カ月分の保険税額と一致しないため、国保を脱退した後も納税する額が残る場合があります。職場の健康保険などに加入した

他の健康保険への加入などによる国保の脱退手続き

市民活動団体支援

補助金額／40万円以内
補助率／5分の4以内（補助金交付回数により異なります）
対既存事業の拡充や新規事業の立ち上げで、地域課題の解決やまちの魅力向上につながる活動

住民自治協議会支援

補助金額／80万円以内
補助率／5分の4以内（補助金交付回数により異なります）
対住民自治協議会が主体となって取り組む地域課題の解決や公共サービスの充実につながる活動、地域資源を活用した地域の発展や魅力向上につながる活動

学生団体支援

補助金額／20万円以内
補助率／10分の10以内

人材育成支援

補助金額／15万円以内
補助率／3分の2以内
対まちづくり活動に反映させることができると考えられる研修・視察などへの参加や、まちづくり活動の担い手を育成することにつながると思われる市内で開催する講演会・研修などの企画や運営

連携活動支援

補助金額／50万円以内
補助率／10分の10以内
対地域課題の解決や地域の魅力向上につながる活動で、複数の団



体が連携して取り組む必要性があると考えられるもの、または複数の団体が連携して取り組むことがより効果的であると考えられるもの